

船橋市建設工事等一般競争入札に係る入札参加資格要件設定基準 及び指名競争入札に係る指名業者選定基準

(目的)

第1条 市が発注する建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託をいう。）（以下これらを「建設工事等」という。）の一般競争入札に係る入札参加資格要件（以下「資格要件」という。）の設定及び指名競争入札に係る指名業者（以下「指名業者」という。）の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(建設工事における等級別発注基準)

第2条 建設工事の資格要件の設定にあたっては、次表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた者が、それぞれ同表の建設工事の種類及び発注金額（当該建設工事の設計金額をいう。以下同じ。）に応じて入札できるよう資格要件の設定をするものとする。

また、建設工事の指名業者の選定にあたっては、基準等級に格付けされた者を、それぞれ同表の建設工事の種類及び発注金額に応じて指名することができるものとする。

等級	建設工事の種類及び発注金額		
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A	1000万円以上 上限なし	1000万円以上 上限なし	500万円以上 上限なし
B	1億円未満	1億2000万円未満	3000万円未満
C	3000万円未満	5000万円未満	1000万円未満
D	1000万円未満	1000万円未満	500万円未満

等級	建設工事の種類及び発注金額	
	造園工事	その他
A	制限なし	制限なし
B	3000万円未満	5000万円未満
C	2000万円未満	2000万円未満
D	500万円未満	500万円未満

2 次に掲げる建設工事については、前項の規定によるほか、当該建設工事の基準等級の直近下位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要するもの
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とするもの
- (3) 主として既に契約しているものと密接不可分の関係にあるもの
- (4) 市外において発注するもの

(5) その他必要があると認めるもの

(指名業者数)

第3条 指名業者の数は、当該建設工事等の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、前条第2項各号に該当する建設工事等で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

発注金額	指名業者数
5億円以上	15者以上
1億円以上5億円未満	12者以上
5000万円以上1億円未満	9者以上
2000万円以上5000万円未満	7者以上
500万円以上2000万円未満	5者以上
500万円未満	3者以上

(指名業者選定)

第4条 指名業者の選定にあたっては、市内業者の受注機会の拡大を図るため特に考慮するものとし、市外業者については建設工事等の内容により、又は、前条ただし書きに該当する場合に選定するものとする。

2 前項の規定により業者を選定する場合には、次に掲げる事項を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績・業務成績
- (4) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (5) 手持ち建設工事等の状況
- (6) 当該建設工事等についての技術的適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、平成10年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う建設工事等に適用する。
- 2 船橋市建設設計指名業者選定基準（平成9年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に資格要件の設定及び指名業者の選定を行う建設工事等に適用する。